

所得税、市・県民税の申告はお早めに！

【開設期間】 **2月16日(火)～3月15日(月)**

※土・日曜日は除く

【開設時間】 午前9時～午後5時

※ただし、申告会場の混雑の状況によっては終了時間前に受付を締め切ることがあります

【申告会場】 **ゆめドームうえの 第2競技場**



- ※申告会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください
- ※「上野税務署」「伊賀県税事務所」「伊賀市役所」は、申告会場ではありませんのでご注意ください
- ※市・県民税の申告は、次ページの申告会場でも受付を行っています。(支所会場では来場者が多数の場合、入場を制限させていただきますので、なるべく「ゆめドームうえの」をご利用ください。)



昨年の確定申告で、e-Taxを利用して申告された方や、申告会場でパソコンによる電子申告をされた方、国税庁のホームページで申告書を作成し書面で提出された方については、電子申告の推進およびペーパーレス化の促進のため、今年から確定申告書用紙が送付されませんので、ご了承ください。

なお、申告書の送付の有無にかかわらず、確定申告が必要となる方は、お早めに申告していただきますようお願いいたします。

申告書が必要と思われる方は、伊賀市役所課税課市民税係、各支所総務振興課、各申告会場および上野税務署に確定申告書用紙を備え付けていますので、ご利用ください。

★申告が必要な方は？ 申告が必要な方は、おおむね次のとおりです。

■所得税の確定申告が必要な方

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成21年中の所得金額の合計金額が所得控除（基礎控除・扶養控除など）の合計額を超える場合
 - ②給与所得者で
 - ・給与の年収が2,000万円を超える場合
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
 - ③複数の事業所から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ※確定申告をする必要のない給与所得者でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けるときは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります

■市・県民税の申告が必要な方

- 1月1日現在、伊賀市に居住する方で、下記に該当する場合、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされる方は申告の必要がありません。
- ①平成21年中に所得があった場合
 - ②給与所得者で
 - ・勤務先から給与支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・給与所得以外の所得があった場合
 - ③公的年金所得者
 - ・支払者から公的年金等支払報告書が伊賀市に提出されていない場合
 - ・公的年金等以外の所得があった場合
 - ④雑損控除や医療費控除などを受けようとする場合
 - ⑤伊賀市以外の市町村に居住する人の扶養になっている場合

★申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②申告書
- ③給与や公的年金の源泉徴収票
- ④控除を受けるために必要な証明書など
- ⑤所得税の還付申告をする方は 預貯金口座情報のわかるもの

※去年度のご自身の申告書の控え、申告資料をお持ちいただくと、納税番号などの確認がスムーズに行えます

■医療費控除を受ける場合

医療費の領収書、保険などで補填された金額の明細書など

■社会保険料控除を受ける場合

各種健康保険料、介護保険料や国民年金などの掛け金の領収書または証明書

■生命保険料・地震保険料控除を受ける場合

保険会社が発行する支払保険料の控除証明書

■寄附金控除を受ける場合

寄附金の領収書

■住宅借入金等特別控除を受ける場合

登記事項証明書、売買契約書、住民票の写し、増改築等工事証明書、住宅取得資金借入金の年末残高証明書

★会場までの無料送迎バスについて

伊賀市役所、各支所、各地区市民センター（上野地区）から「ゆめドームうえの」間の送迎バスを運行します。

■伊賀市役所（市営上野公園駐車場前）⇔ ゆめドームうえの

運行日	市役所発時間	会場発時間
2月16日(火)・18日(木)・23日(火)・25日(木)	9:00 10:00 11:00	9:30 10:30 11:30
3月2日(火)・4日(木)・9日(火)・11日(木)	13:00 14:00 15:00	13:30 14:30 16:15

■地区市民センター・各支所⇔ ゆめドームうえの

発着場所		運行日
地区市民センター	支所	
神戸・比自岐・依那古	青山支所	2月16日(火)・19日(金)・25日(木)・3月1日(月)・11日(木)
長田・小田	島ヶ原支所	2月17日(水)・24日(水)・3月4日(木)・9日(火)
友生	大山田・伊賀支所	2月18日(木)・26日(金)・3月3日(水)・10日(水)
府中・中瀬	阿山支所	2月17日(水)・26日(金)・3月2日(火)・10日(水)
古山・猪田	—	2月19日(金)・3月1日(月)・5日(金)
花垣・花之木・久米	—	2月24日(水)・3月5日(金)・12日(金)
諏訪・新居・三田	—	2月23日(火)・3月3日(水)・12日(金)

【注意事項】

- ①地区市民センター、各支所から「ゆめドーム」間の送迎バスについては、場所により発着時間が異なります。バスの時刻表は各地区市民センターおよび各支所にありますので、お問い合わせください。
- ②バスは交通事情その他諸般の事情により、発着時刻が若干遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ③バスの利用料はいずれも無料です。

★市・県民税申告会場

開催日	会場
2月9日(火)・10日(水)	青山福祉センター教養娯楽室2
2月17日(水)・18日(木)	阿山保健福祉センター1階ホール
2月24日(水)・25日(木)	島ヶ原支所2階会議室
3月3日(水)・4日(木)	いがまち保健センター研修室
3月10日(水)・11日(木)	大山田農村環境改善センター多目的ホール

●いずれも受付時間は午前9時30分～正午、午後1時～4時
 ※会場の混雑状況によっては、終了時間前に受付を締め切ることがあります

※市・県民税申告会場は毎年かなりの混雑で来場者の皆さんにご迷惑をおかけしていますが、今年もかなりの混雑が予想されますので、なるべく合同申告会場である「ゆめドームうえの」をご利用いただきますようお願いいたします。

申告書をもとに 証明書を発行しています

市・県民税の申告が必要な方が申告しないと、借り入れ、扶養、住宅、福祉、教育などの申請に必要な証明書（所得証明・課税証明）が発行できません。また、各種制度での適用が受けられなくなることがあります。申告は市民生活に欠かせないものですから、申告が必要な方は必ず申告してください。



要介護認定などを受けている方の 税の障害者控除について

身体障害者手帳や療養手帳をお持ちでない方で、要介護認定などを受けており一定の条件に該当する65歳以上の方は、「障害者控除対象者認定書」により所得税や市・県民税の障害者控除を受けることができます。（ただし、本人およびその扶養者が、所得税や市・県民税が非課税の場合は該当しません）「障害者控除対象者認定書」の交付を受けるためには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 本庁介護高齢福祉課
 ☎26-3939 FAX26-3950

【申告書の送付先・問い合わせ】

●所得税の確定申告 〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地
 上野税務署 ☎21-0950

※確定申告に関するお問い合わせ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」が、1月25日(月)から3月15日(月)まで開設されます。上野税務署(☎21-0950)にかけて、番号『0』を選択してください

●市・県民税の申告 〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
 伊賀市役所課税課市民税係 ☎22-9613 FAX22-9618